

2024年5月24日

各位

会社名株式会社リボミック  
代表者名代表取締役社長中村義一  
(コード番号：4591東証グロース)  
問合せ先財務経理部長今井利哉  
<https://www.ribomic.com/contact.php>

## 「取締役及び監査役の報酬額改定に関するお知らせ」に関するお問い合わせとご回答について

2024年5月21日付にて開示いたしました、「取締役及び監査役の報酬額改定に関するお知らせ」について、投資家の皆様より多く頂戴したお問い合わせとそれに対するご回答を、下記の通りお知らせいたします。

### 1. お問い合わせ内容

5月21日付で「取締役及び監査役の報酬額改定に関するお知らせ」が公表されたが、現状、株価が低迷している状況にもかかわらず、取締役及び監査役の報酬額を直ちに増額するという意味合いで上限金額の改定を行うという事なのか？

### 2. ご回答

5月21日に開示させていただきました、「取締役及び監査役の報酬額改定に関するお知らせ」につきましては、取締役と監査役の報酬総額の上限金額につきまして各々改定させていただくことを株主総会にお諮りすることとしたもので、取締役の個人別報酬額、監査役の個人別報酬額そのものにつきましてお諮りするものではございません。

今回上限金額の改定をお諮りする理由は、別に開示した取締役の選任に関する開示文にあります通り、新任取締役選任により員数が増えることや現在の金額が10年前の2014年に決定されたままで今後のためにも監査役の報酬額もあわせて改定しておくべきと判断したことによるものです。因みに、取締役の個別報酬につきましては、2021年の会社法改訂に伴い、その方針<sup>註</sup>は以下の通り開示しておりますが、株主総会后、株主の皆様と利害を共有するようなかたちで決定することになり、重任の取締役及び選任済みの監査役の報酬額を直ちに増額することは致しません。

註…当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

「当社の取締役の個人別報酬については、事業規模、内容及び収集な人材の確保の観点から、同業及び同規模他社等の水準を勘案したうえで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとなり、また株主と利害を共有するよう決定する。また、取締役の個人別報酬は、新しく取締役に選任されたとき、及び再任されたときに、職責に基づく基本報酬を定め、必要に応じてインセンティブを付加できることとする。なお、業務執行に従

事しない取締役、独立社外取締役の報酬は基本報酬のみとする。また、取締役に対する報酬は、在任期間中、月割りで支給する。」

以上